

大雪地区広域連合基金条例

平成16年 3月29日

条例第 3 号

改正 平成23年 6月20日 条例第 4 号
令和 4 年 6月13日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 1 項の規定により、大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）が設置する基金の管理に関しては、この条例に定めるところによる。

(設置)

第 2 条 広域連合が設置する基金の名称及び目的は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、各基金は、銀行その他の金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第 2 項に規定する保険事故等をいう。第 9 条において同じ。）が発生した場合において、第 9 条に定める相殺をすることにより、これを広域連合の債務の償還に充てることができる。

(基金の造成)

第 3 条 連合長は、基金の造成の必要があると認めるときは、財産を前条の別表の区分に従い基金に編入することができる。この場合、現金にあっては予算の定めるところにより、これを行うものとする。

(運用益金の処理)

第 4 条 各基金については、運用から生じる収益を、予算の定めるところによりそれぞれの基金に編入するものとする。

(剰余金の積立て)

第 5 条 広域連合各会計の各年度において生じた剰余金の全部又は一部を基金として積み立てることができる。

2 国民健康保険事業財政調整基金は、毎年度の決算において生じた剰余金を当該年度及びその前 2 か年度の北海道国保事業費納付金の 1 年当たり平均額の100分の15に相当する額まで積み立てるものとし、その額は予算で定めるものとする。

3 介護保険事業財政調整基金は、毎年度の決算において生じた剰余金を当該計画期間における介護保険事業計画で算定する介護保険料必要収納額の100分の10に相当する額まで積み立てるものとし、その額は予算で定めるものとする。

(管理)

第6条 基金に属する現金は、次に掲げる方法により確実に管理しなければならない。

- (1) 銀行その他の金融機関への預金
- (2) 国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れ
- (3) 広域連合各会計への運用

(繰替運用)

第7条 連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 各基金については、それぞれ別表に掲げる場合に限り予算の定めるところにより、その全部または一部を処分することができる。

(基金に属する現金の保全)

第9条 連合長は、第6条第1号の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている銀行その他の金融機関に保険事故が発生した時は、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する広域連合の債務との相殺をすることができる。

2 前項に規定する相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺した金額の現金を遅滞なく当該基金に積み立てなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、連合長が定める。

別表（第2条・第8条関係）

基金の名称	基金の設置目的	基金の処分
国民健康保険事業財政調整基金	国民健康保険事業の適正な運営及び長期にわたる財政の健全性を維持することを目的とする。	(1) 国民健康保険事業に要する経費に充てる財源に不足を生じた場合 (2) 国民健康保険事業の円滑な運営に必要な場合において、予算で定めるとき
介護保険事業財政調整基金	介護保険事業の適正な運営及び長期にわたる財政の健全性を維持することを目的とする。	(1) 介護保険事業に要する経費に充てる財源に不足を生じた場合 (2) 介護保険事業の円滑な運営に必要な場合において、予算で定めるとき

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月20日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。